

「暴力のない社会を目指して」

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは？

近年、ドメスティック・バイオレンス(略してDV)は新聞紙面や報道で見聞きする言葉となりました。

DVとは、一般的に配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった人からふるわれる暴力を指します。DVは、これまでに「家庭内の問題」「夫婦間の問題」として見過ごされてきました。

しかし、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害で、決して許されるものではありません。

身体的暴力

殴る、ける、物を投げる、刃物を突きつける、首を絞める、髪を引っ張る など

精神的暴力

大声で怒鳴る、ののしる、脅す、無視する、行動を制限する など

性的暴力

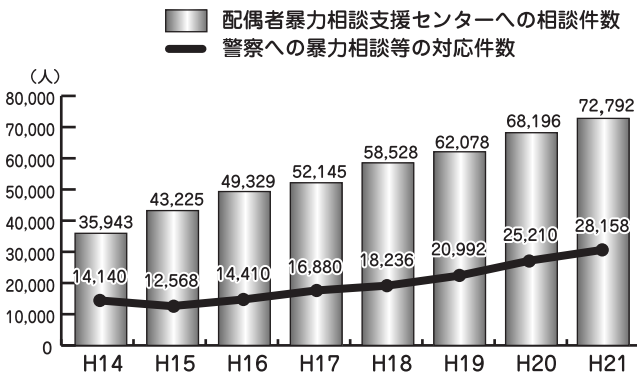
性行為を強要する、避妊に協力しない など

経済的暴力

生活費を渡さない、借金をさせる など

配偶者からの暴力に関する調査

～内閣府・警察署調べ～



女性の3人に1人が暴力被害を受けています

平成21年の「男女間における暴力に関する調査」(内閣府)では、女性の33.2%(3人に1人)がDVの被害を経験しているという調査結果が公表されています。配偶者暴力防止法では、被害者を女性に限定していません。しかし、暴力の被害者の多くは女性です。調査結果等から、少数の人だけが被害を受けているのではなく、多くの人に起こっている身近な問題であることがみえてきます。

県内相談機関

■佐賀県配偶者暴力相談支援センター

☎ 0952-26-0018

火～土/9時～21時

日・祝日/9時～16時30分

※月曜休(月曜が祝日の場合はその翌日)

☎ 0952-26-1212

月～金/8時30分～17時

※土・日・祝日・年末年始休

■武雄市女性総合相談

☎ 0954-27-7001

月・木/9時～16時

※第3月曜・祝日除く

■女性が元気になれるセンター

(ひとひとネット武雄)

☎ 0954-36-5354

火・木・金/10時～15時

ひとりで悩まないで
ご相談ください。



問 政策部 男女参画課
☎ (23)9141